

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること ・施策大目標V-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること |
| | 政策の達成目標 | 職業訓練の内容の充実化等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | — |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税においても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会は、職業訓練の推進のための公益性の強い機関であることから、税制上の取扱いについて種々の優遇措置が必要である。 |
| | ページ | 12—2 |

| | |
|--|------|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |
| ページ | 12—3 |